○高知県警察の船員に対する食料の支給に関する訓令

平成23年３月14日
高知県警察本部訓令第11号
警察本部
警察署

高知県警察の船員に対する食料の支給に関する訓令を次のように定める。

高知県警察の船員に対する食料の支給に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、船員法（昭和22年法律第100号）第80条の規定による船員に対する食料の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成29年本部訓令12号〕

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　船舶　警察用船舶「おおとさ」をいう。

（２）　船員　船舶に乗船して警察業務に従事することを本務とする警察職員をいう。

一部改正〔令和６年本部訓令８号〕

（食料の支給等）

第３条　船員に対する食料の費用は、一日につき710円を支給の限度とする。

２　前項の費用の資金前渡及び資金前渡した費用の精算については、別に定める。

一部改正〔平成29年本部訓令12号・令和６年８号〕

附　則

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月30日高知県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日高知県警察本部訓令第８号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。